

新型コロナウイルス陽性者の療養期間変更に伴う 出席停止のお知らせ

新型コロナウイルス感染症に関して、下記のように診断された場合は、感染症の拡大を防ぐため「出席停止」となります（出席停止は「欠席」とはなりません）。

下記の期間、学校を休み、保健所又は医療機関の指示に従って療養していただくこととなります。保健所又は医療機関の指示によって登校できるようになります。

【新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の目安】

※自宅療養・宿泊療養の場合。保健所や医師の指示に従ってください。

陽性者	症状あり 咳、のどの痛み、倦怠感、発熱など	発症日（0日目とします）の翌日から7日間経過し、かつ7日目で症状がなくなっていない場合は、 症状がなくなってから24時間経過後
	症状なし 同居の家族が陽性者となったのでPCR（抗原）検査した結果陽性だった、など。	検体採取翌日から7日間を経過すると療養終了 ☆5日目（6日目）の検査キットによる検査で陰性を確認した場合は、翌日6日目（7日目）から外出可能。 →この場合、 登校前に必ず学校に連絡 してください。 （登校を控えていただく場合もあります。） 《提示書類》 ① 検査キット使用後に現れる「線」が確認できる写真 ② 検査キットのメーカー名
濃厚接触者	<p>住居内で感染対策を講じた日または陽性者の発症日のどちらか遅い方を0日目とします。</p> <p>…同一世帯内で感染者が発生した場合、全ての同居者が濃厚接触者となります。</p>	<p>最終接触日（0日目とします）の翌日から5日間経過</p> <p>☆2・3日目（＝連続した2日間）の検査キットによる検査で陰性を確認した場合は、3日目から待機解除が可能。</p> <p>☆同居の家族（子どもの看護に当たる方、父母・保護者等）が感染者（陽性）となった場合</p> <p>※ 足立区ホームページから</p>
海外からの帰国・入国者	帰国、入国日（0日目とします）から14日間経過	

島根小学校からのお知らせ

- 1 区の新型コロナウイルス感染症に関する公表内容が変更になったことを受けて、本校児童・教職員等が陽性者となった場合の保護者向け学校配信メール(教育長名のもの)は、中止となりました。クラスターの発生状況については、足立区ホームページで学校名のみ公表し、該当校には引き続きメール配信されます。(R4.11.7 追記)
- 2 陽性判明時の保護者から学校への連絡は、
 - ① 島根小 HP トップページ「新型コロナ医療機関受診報告」フォームから連絡する
 - ② 平日に本校へ直接連絡する(土日夜間に陽性が判明した場合は翌開校日に)のどちらかの対応をお願いいたします。(R4.11.7 追記)
- 3 同居のご家族が陽性で濃厚接触者となった場合の待機期間は、住居内の感染対策により異なります。詳しくは、足立区ホームページをご覧ください。
参考:「濃厚接触者となった方、濃厚接触が疑われる方」
https://www.city.adachi.tokyo.jp/kansensho/_covid19_noukousesshokusha.html
(R4.11.30追記)

保護者様

足立区教育委員会
教育長 大山 日出夫

新型コロナウイルス陽性者の療養期間変更に伴うお知らせ

日頃より足立区教育委員会並びに学校の教育活動にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

この度、陽性者の療養期間について、以下のとおり変更となりましたのでお知らせいたします。区では、今後とも児童生徒の安心安全の確保に力を尽くしてまいります。

記

1 陽性者の療養期間（10日から7日へ）の変更 ※ 令和4年9月7日から適用

(1) 症状がある場合（人工呼吸器等による治療を行った場合を除く）

○ 自宅療養や宿泊療養している者（入院以外の者）

症状（発熱、咳、のどの痛み、倦怠感等）が出た日の翌日から7日間経過し、かつ、症状がなくなってから24時間経過で療養終了。7日目で症状がなくなっていない場合は、症状がなくなってから24時間経過したら療養終了。

○ 入院している者

従前どおり発症日の翌日から10日間が経過し、かつ症状軽快後72時間経過した場合に11日目から外出可能。10日目で症状が軽快していない場合は、その後症状が軽快後、72時間経過した場合に療養終了。

(2) 無症状者の場合

○ **検体を採取した翌日から7日間を経過すると療養終了。**○ **5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には6日目から外出可能。**

また、6日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には7日目から外出可能。

※ 5日目（6日目）の検査キット陰性が確認でき6日目（7日目）から登校する場合には、必ず登校する前に学校にご連絡をお願いします。学校の感染状況によっては、登校を控えていただくようお願いする場合がありますのでご了承ください。また、登校する際には、以下のご協力をお願いします。

① 抗原定性検査キット陰性の写真（5日目または6日目）の提示

② 抗原定性検査キットのメーカー名の確認

(3) お願い

療養解除後も、有症状者については症状が出てから10日間が経過するまで、無症状者については検体採取日から7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温などによる健康状態の確認や、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避ける、マスクを着用する等感染予防行動の徹底が求められます。

そのため、学校内においても、この期間が経過するまでは健康状態の確認、手洗い、マスク着用等感染予防行動を徹底いただき、授業や部活動においても感染リスクの高い活動は控えていただくなどご協力をお願いいたします。

※ 身体的・心理的な理由によりマスク着用が難しい場合は、通学先の学校へご相談ください。

【学校への連絡】 島根小学校 副校長 谷口 電話 03-3884-0121

【問い合わせ】 足立区役所学務課 学校保健係 電話 03-3880-5971